

新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための対応例

2020年2月28日

経団連 ソーシャル・コミュニケーション本部

1. 感染拡大防止に向けた対策

(1) 社員個人での感染予防策

- ・ 社内施設入構時の手洗い・うがい・手指消毒の徹底。
- ・ 人混みの回避、マスク着用を推奨。
- ・ 閉鎖された空間で複数人が長時間にわたり業務を行う場合はマスク着用を推奨。
- ・ 軽度の発熱や風邪症状以外も含めた体調不良、あるいは同居家族で感染または濃厚接触の可能性がある場合、在宅勤務や各種休暇を利用し、出社しない、させないことを徹底。
- ・ 発熱や風邪症状が回復しない場合は、相談センターやかかりつけ医に相談の上、医療機関を受診。

(2) 勤務形態等の見直し

- ・ 業務上可能な限りテレワークまたは時差出勤に切替。
- ・ 子供や家族の感染予防に応じて、各種休暇の利用を推奨する。

(3) 国内外へ出張

- ・ 不要不急の出張は原則自粛。
- ・ 感染拡大がみられる特定地域（例 中国湖北、浙江両省、韓国大邱市、慶尚北道清道郡、等）へ出張禁止。
- ・ 感染国・地域へ渡航した社員は、帰国後 14 日間程度の在宅勤務を徹底。

(4) 会議・会合

- ・ 一定数以上の参加者が見込まれる会議やイベントの開催は、必要性を再検討の上、原則自粛。規模縮小や延期を検討。
- ・ 少人数の会議等については、必要性を検討の上で判断（時期の見直し、テレビ会議等での代替を検討）。社外の会議やイベント等への参加は、必要性を検討の上、可能な限り自粛。参加する場合は、最小人数とし、マスク着用を推奨。
- ・ 一定数以上の社内の会食・懇親会等は原則自粛。

(5) 顧客対応

- ・ 業務上可能な限り、マスク着用を徹底。
- ・ アルコール消毒液の設置。
- ・ 業務上可能な限り、顧客との接触の回避。
- ・ 接客後の手洗い、消毒の徹底。

2. 感染者が確認された場合の対応

(1) 社員の感染が確認された場合

- ・ 保健所・医療機関の指示に従う。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒、同勤務場所の勤務者に自宅待機を検討。を検討。
※感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意。
- ・ 感染者が概ね2週間間に業務において取引先等を訪問していた場合は、速やかに取引先に事実を報告し、対応を検討。

(2) 複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合

- ・ 行政庁およびビル貸主の指示に従う。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、同一ビル内に勤務する社員に自宅待機（在宅勤務、予防休暇等）の検討。

3. その他

- ・ 上記の対応策については、政府や自治体の対応等を踏まえて、一定の期限を設ける。
- ・ 社員に対する上記対応策の周知徹底を図る。
- ・ 感染の発生や感染者に関する情報については、誤った風評の拡大による混乱や個人情報の保護の観点から、担当部署において一元的に管理することとし、SNS等による外部への情報発信は厳禁であることを徹底。

以 上